

令和2年4月9日開催

第3回 米子市下水道使用料等審議会 議事概要

1 開会 定数を満たし、会議は成立。

4月の人事異動の説明。

下水道企画課長 新任 遠藤浩徳

下水道営業課長 新任 足立秀憲

2 議事

(1) 議事録の確認(資料1)

3 審議

(2) 公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較について

追加資料1「米子市生活排水対策の検討結果について」

追加資料2「生活排水対策に係る市民意識調査(アンケート調査)結果」

追加資料1から3「検討過程の根拠資料」

米子市の生活排水対策に対する基本的な考え方

…生活排水対策は生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全の観点から必要であり、水質汚濁防止法で行政の責務が定められている。国のマニュアルに基づき未整備地域の整備手法について比較検討し、集合処理(公共下水道)が有利という結論を得たことにより、年間60ヘクタールの整備を実施するが、早期整備が困難な区域には、合併処理浄化槽の補助制度を拡大するなど、各手法を効果的に組み合わせ、令和8年度、普及人口95%を目指して汚水処理施設整備の早期概成に努める。

生活排水に係るアンケート調査結果

…平成30年7月実施。弓浜地区の未整備地域を対象に、約3500世帯を無作為抽出。42%回収。市民の生活排水対策に対する意識は8割を超えており、非常に関心が高い。

意見…下水道希望4割、合併処理浄化槽、もしくはどちらでも良い4割程度。合併処理浄化槽の普及促進の諸制度の充実を求める。どちらでも良いので早く整備して欲しい。

(質問)

10年間で整備する面積が少ないのでは。弓浜半島全体に広げることになると何年もかかるのでは。

(回答)

下水道整備は、莫大な管路を整備する事業期間がかかり、年間の実施可能な整備量

に限られる。計画区域全域の面積が約 3,500 ヘクタール。整備済エリアが 2400。引き算すると 1,100 ヘクタール。それを年間 60 ヘクタールずつ整備していくと、概ね 20 年弱かかってくる。

令和 8 年頃までに生活排水処理施設をほぼ完成させることを国が要請しており、全体の 95%に公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽が整備されることを目標としている。弓浜エリア及び蚊屋地区、あとは日原地区の辺りに下水道整備を進めるが、整備が追い付かないエリアは、合併処理浄化槽の設置を推進する。下水道整備は事業費のうち半分以上が国の補助金である。令和 8 年以降、補助金がもらえるかが非常に不透明であるので、最終的に公共下水道を整備するかどうかは、今後改めて判断したい。

(3) 財政見通しの算定内容について（追加資料 4）

前回、委員からご指摘があった使用料の見込みについて。

今後整備を進めて、新規接続がどの程度見込めるかと、有収水量がどの程度見込めるか、人口の増減、人口の動向の推移。これが使用料の算定に重要である。

新規の接続について…おおむね現行程度の接続を見込んでいる。

水量について…節水型機器の普及を勘案し、伸び率を若干抑制。

人口動向…日本の地域別将来推計人口、国立社会保障人口問題研究所の人口動向を使用。米子市の人口は、今後若干増で推移して行く見込みになっているので、人口の影響は、現時点ではそれほど大きくない。

(4) 下水道使用料等について

ア 使用料算定手順について（資料 2）

下水道法、地方公営企業法によって、妥当で、適正な原価を超えず、明確に定められ差別的取扱のないことと定められている。

使用料の算定の流れ…財政計画を策定、使用料算定期間の設定。使用料対象経費（＝運営管理費、維持管理費、資本費）の算定。

→使用料対象経費の分解（＝需要家費、固定費、変動費に分ける）。使用者群の区分（＝水量・水質の区分）。使用料対象経費の配賦（＝一般排水、特定排水）。

→使用料体系の設定（＝基本使用料・従量使用料）。

使用料体系の種類…水道料金比例制、定額使用料制、従量使用料制

水量に関連した区分…二部使用料制、累進使用料制

水質に関連した区分…一般排水と特定排水で区分する制度、水質使用料制、用途別使用料制

使用料対象経費の算定…第 2 回審議会資料 7 で説明済み。

使用料対象経費の分解…需要家費＝使用者数に対応して増減する経費（使用料徴収

関係経費、機械処理委託料など)

固定費＝使用者数や水量に関わりなく必要な経費（人件費、
光熱水費の基本料金部分など）

変動費＝使用水量の大小に応じて変動する経費（光熱水費
の従量料金、汚水処理用薬品など）

・米子市の場合（平成30年度決算）

資本費 36億7,760万9千円

維持管理費 14億337万8千円

需要家費 1億3,811万2千円

固定費 46億6,586万円

変動費 1億9,017万1千円

（需要家費・固定費・変動費は公衆浴場・温泉経費抜く）

使用料対象経費の配賦…需要家費＝基本使用料に配賦。

変動費＝超過使用料に配賦。

固定費＝基本使用料及び超過使用料に配賦

（質問）

収入と支出について。使用料が多ければ収入も多い、固定費や需要家費をどうやって抑えるか、効率のいい機械に変えるなどの努力、そのバランスについて私たちは審議するのではないかと思う。

（回答）

資料2の6ページを見てもらうと、需要家費、固定費については、下水道事業を運営するために基本使用料としてもらうこととなる。変動費については、使用水量、汚水の処理量が増えれば額が増えていく。委員さんのおっしゃるとおり、使用者が増えれば、使用料は増収になるので、ここでは水量に応じ収入が増えていくということで記載をしています。

（質問）

6ページのグラフだと使えば使うほど固定費よりも変動費が増えていくように錯覚してしまう。実際の数字では95%位が固定費なので、このグラフは何となく勘違いするのでは。

（回答）

イメージが分かりやすいように作ったものですので、実際の青の部分の幅というのは、おっしゃる通り、傾きも小さくなります。

イ 使用料の試算について

現行の米子市の使用料金体系を説明。

・一般汚水

二部使用料制。水道局のメーター検針に基づき、2か月に一回請求。

基本料金…2か月16立方メートルまでが、2,200円。

従量料金…17～40立方メートル、41～100立方メートル、101～200立方メートル、
2,001立方メートル以上と、設定している。

・温泉と公衆浴場…1立方メートルにつき77円。

使用料の試算（資料3）

算定期間…3年間（令和3年度～令和5年度）。

日常生活に密着した公共料金として、安定性を保ち、かつ、見通しの
できる期間。

料金体系…二部使用料制。公衆浴場・温泉水については別体系。

使用料水準…収支を均衡し、安定した経営のため15%の増額改定が必要。

財源不足額 令和3年度 約9千5百万

令和4年度 約1億9千200万

令和5年度 約2億3千万

15%増額により 令和3年度 約2億2千9百万

令和4年度 約1億3千7百万

令和5年度 約1億2百万

の黒字が生じる見込み。

基本使用料…需要家費・固定費を全額対象とすると、基本使用料が高額になる。

対応方法 固定費を、全部ではなく一部にする。

近隣の市町村の水準を参考にする。

各自治体の排水の実態を踏まえて決定。

基本使用料の試算（平成30年度決算ベース）

需要家費 138,112千円

固定費 827,047千円＝1,050,174千円（維持管理費固定費－温
泉・浴場経費）－公費負担分361,239千円

・需要家費、固定費から試算

（需要家費+固定費）÷平成30年度賦課件数約25万件＝3,305円/月・税抜
現行基本使用料1,100円に対して3倍程度

・近隣市町村の状況 平均ひと月あたり税抜き1,207円。

基本使用料改定案

（案1）1,100円/月、税抜き→1,200円/月、税抜き（9%増額）

税込みで1,320円/月。

(案2)基本使用料と従量使用料の併用。

基本使用料 1,000 円/月、税抜き (9%減額)
税込みで 1,100 円/月。

(質問)

固定費から資本費部分を除いた理由は？

(回答)

前回の使用料審議会の時の調整に則っている。基本使用料が高額になるということで、どの程度の部分を従量使用料の方に回すかというところである。

(質問)

平均 15%の増額改定が必要だということで、予測が出ているが、これが年とともに下がっていき根拠は？

(回答)

基本的には使用料対象期間の3か年トータルで考えていくことになるが、突発的な支出等があった場合の対応という部分で一定の黒字を見込んでいる。国の方でも、一定の黒字を計上し、それをもって資産を維持していくべきだという考え方が出てきている。加えて、現金の収支不足に対応するための資本平準化債の枠が今後減少していきます。そうしますと、黒字が少なくなってくるというところです。

(質問)

それぞれの市で計算が違うわけですね？

(回答)

つづいての資料で説明させていただく。

ウ 使用料シミュレーション (資料4)

ケース1 基本使用料…8立方メートルまで税抜き 1,200 円 (9%増額) **案1**
従量使用料…水量区分の変更なし。単価のみ平均 10%増額
説明…水量ごとの改定率の差が小さい、平均で 20%負担増、少量使用者の改定率が高い

ケース2 基本使用料…8立方メートルまで税抜き 1,200 円 (9%増額) **案1**
従量使用料…水量区分を細分化。平均 15%増額
説明…水量の増加に応じ改定率上昇、大口使用者の改定率が高い。節水効果によって下の区分に移りやすい。

ケース3 基本使用料…税抜き1,000円(9%減額) 案2

従量使用料…平均9%の改定。1立方メートルからの従量使用量。

説明…少量使用者の改定率が低い。場合により減額となる。幅広い使用者に負担を求めるため節水効果による影響を受けにくい。

補足説明…ケース2の大口使用者の改定率は、超大口については累進度が若干下がっている。

(質問)

改定率(理論値)が、ケース1が16.7%、ケース2が18.7%、さっきの話だと15%増額であったのですが、若干上がっているのは色々工夫をしたらこうなったということでしょうか。

(回答)

今後施設の改修ですとか突発的な修理等がありますので、財源の内部留保というところもあり15%よりは若干高めにしております。

(質問)

15%の説明の時にも内部留保を取っているという説明だったようですが。

(回答)

理論値のところは、年間の使用料収入が現行に対して総額でどの程度上がるかです。説明の方は、各水量ごとの平均なので、収入が15%あるいは20%、9%増えるということではなく、各水量区分ごとの改定率の平均ですので、実際の収入の増については改定率(理論値)の方が実際の収入の増え幅ということになります。

(質問)

ケース1、ケース2、ケース3と現行が真ん中のグラフに書いてありますが、これは基本料金を入れた比較ですか？入れないとまた変わってくるのでは？入れないものも見てみたいが。

(回答)

次回用意させていただきます。

(質問)

建設計画で年間60ヘクタールを実施していく費用は固定費ですか。建設費用これも含め

での収支計画ですか。

(回答)

建設費用につきましては、建設時の財源は国からの補助金と企業債、受益者負担金ですが、建設後、企業債の償還金は使用料で負担していく部分になります。資本費として固定費の中に含まれております。

(質問)

現行使用料の説明で、超過使用料とありますが、これは従量使用料ということですね。裏面の計算式で普通の市民の方は理解できるのでしょうか？もしできれば、一覧表があったほうが、市民に対しては丁寧な説明になると思いますが。

(回答)

下水道使用料について当日配布資料の表で、基本料金と超過使用料というところがありますが、基本料金は基本使用料、超過料金は従量使用料のことです。

表の作り方については、ご意見を参考にしたいと思います。

(質問)

資料4の、真ん中の表で現行10立方メートル2,420円と書かれていますが、基本料金プラス4立方メートルですよ？

(回答)

2か月分税込みの料金でして、2か月で10立方メートルということは、ひと月5立方メートルです。

(質問)

資料3で、15%でプラスアルファを留保するということが、普通に考えると差し引きゼロでいいじゃないかとか、3年トータルでゼロでいいじゃないかとか、思うかもしれませんが、突発的なものもあるとは思いますが、こういうものにかかるからこれくらい出すという説明をしていただきたいなと思います。

(質問)

一般家庭ではどれくらいの金額になるのでしょうか？

(回答)

標準的な使用料としてよく示されるのは、月20立方メートルで、3000円というところで

す。職員で例を挙げると、4人家族で大体20立方メートル弱使っています。

(質問)

下水道料金を上げると、上水道も同じような時期に上がるということはあるんですか？一般の料金体系が上水道と下水道と違うことを知らない市民も多いと思うが、下水道がある時期から高くなったら、一般市民は、「えっ、なんで」と思うのでは。

処理に沢山お金がかかるとか、その辺りをきちんと市民に知らせないと理解されないのではと思いました。

(回答)

上水道とは会計が違いますので、水道も自動的に上がるということとは基本的にはないです。今おっしゃったとおり、市民の方にそのあたりのところは、これから十分に説明していかないと中々理解いただけないのかなと。経費がかかる下水道の仕組みも含めて、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

(質問)

ケース3の場合は、下がる人がおり、しかし全体的には上がる人が多いわけで、何で減る人がいるんだという不満も出てくるのでは。ケース3の場合も上がるんだったら、全員多少なり上がらないと不公平感が出るのでは。

(会長)

今の辺りを考えていただいて、作りなおしていただくと、議論がしやすいかと思います。例えば水道料金はこうなっていると、資料があればいいかなと思います。

(事務局)

今回はシミュレーションの修正をお示しする。加えて下水道部が経営改善に向けて行っている事の説明をします。